

(様式2－2)

小鯖漁港の指定施設に係る指定管理者の指定について

1 施設概要

施設名 小鯖漁港の指定施設（小鯖護岸横泊地）

所在地 気仙沼市唐桑町小鯖地先

2 募集期間

令和7年7月15日から令和7年8月29日まで

3 応募団体（1団体）

宮城県漁業協同組合

4 審査日程

第一次審査（書類審査） 令和7年9月22日から令和7年10月6日まで

第二次審査 令和7年10月30日

5 審査方法

令和7年10月30日に宮城県水産林政部指定管理者選定委員会を開催し、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条に規定する選定基準により、下記の項目について審査を行い候補者を選定した。

審査項目	審査の視点	配点
計画の内容及び実現性	<ul style="list-style-type: none"><li>施設の設置目的を踏まえた管理運営方針になっているか。</li><li>人員体制及び配置計画は、施設の業務に十分対応できるものであるか。</li><li>施設の維持管理計画が適正であるか。</li><li>現金の取扱等、使用料の管理は適切であるか。</li><li>利用者サービス向上に向けた取組計画が計画されているか。</li><li>利用者の増加に向けた取組がなされているか。</li><li>事故の防止対策、事故が発生した際の体制づくりが的確になされているか。</li><li>防犯及び防災に対する対応体制が適切か。</li><li>個人情報保護の考え方は適切か。</li><li>情報の管理体制は適切か。</li></ul>	40点
申請者の能力	<ul style="list-style-type: none"><li>安定的な運営が可能となる人的能力を備えているか。</li><li>安定的な運営が可能となる経済的な基盤を備えているか。</li><li>施設の管理実績は十分か。</li><li>事業に対する取組姿勢は適正か</li></ul>	40点
収支計画	<ul style="list-style-type: none"><li>経費の積算、配分等が適切であり、実現性・具体性があるか。</li><li>宮城県の見込んでいる金額を超えていないか。</li><li>施設の管理、運営以外の目的に費用が計上されていないか。</li></ul>	20点

## 6 選定委員の氏名等

	氏 名	所属・職
委 員 長	佐 藤 崇	宮城県水産林政部副部長（技術担当）
副 委 員 長	伊 藤 栄 明	宮城県小型船安全協会会長
委 員	斎 藤 ま ゆ み	有限会社まるきた商店代表取締役
委 員	清 水 仁 美	ヒトミコンサルティング代表
委 員	日 下 啓 作	宮城県水産林政部水産業基盤整備課長

## 7 採点一覧表

団体名	審査項目	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合 計	摘要
宮城県漁業協同組合	計画の内容及び実現性	25	28	27	29	27	136	指定管理者候補者
	申請者の能力	30	30	32	30	30	152	
	収支計画	12	13	12	12	13	62	
	合 計	67	71	71	71	70	350	

## 8 指定管理者候補者の指定管理予定価格（収支計画）

収入総額 330,000円（うち県指定管理料 330,000円）

支出総額 330,000円

## 9 指定管理者候補者

団体名 宮城県漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 寺沢 春彦

所在地 石巻市開成1番27

## 10 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

## 11 選定理由

- (1) 管理運営を行う人材体制が適切に計画されている。また、事務所が当該施設の近隣に存在することにより、即応対応が確保され、利用者の利便性や安全対策についても、必要な知識や技能を有するなど、適正な計画であると認められた。
- (2) 当該団体は、海に精通した職員で組織され、また、これまでにも指定管理者として適正に管理を行っているなど、指定管理者としての能力を充分有していると認められた。
- (3) 収支計画については、経費の節減を図り、効率的な管理運営ができるものと認められるなど、県への貢献が期待できる。

## 12 指定管理者候補者の指定の手続

宮城県水産林政部指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、上記9の指定管理者候補者を、令和7年11月県議会の議決を経た上で、令和7年12月18日に指定管理者に指定した。